

## 藤枝もったいない倶楽部登録制度

# 藤枝もったいない倶楽部 登録募集のお知らせ

藤枝市では、市民がつくる「環境行動都市・ふじえだ」をめざして“もったいない”都市宣言を行い、「もったいない」をキーワードに、資源循環型社会の形成や地球温暖化防止、環境保全活動参加に取り組むため、『藤枝市もったいない運動』を推進しています。

この制度は、『藤枝市もったいない運動』を、市民一人ひとりが実践する活動へと広げていくため、団体・個人等を登録制により集め、環境に関する情報提供・情報交換を行うことにより、環境行動を活性化していくことを目的とします。

また、「もったいない運動」を推進するための環境活動を行う団体には、資金的に支援をします。

### 問い合わせ先

藤枝市もったいない運動推進委員会

(事務局：市役所 環境水道部 環境政策課)

〒426-0026 藤枝市岡出山 2-15-25 市役所南館

TEL：054-643-3183

FAX：054-631-9083

E-mail：kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

## 1. 登録対象

### ◎個人会員

藤枝市内に在住の方が、登録対象になります。

### ◎団体会員

公益法人や企業、NPO（法人格の有無は問いません）、ボランティア団体、同好会などが対象になります。ただし、政治活動、宗教活動、営利活動、特定の公職者（候補者を含む）若しくは政党を推薦、支持、反対する活動又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体は除きます。

## 2. 登録会員のメリット

### ◎個人会員

環境情報や環境活動の開催状況など情報を得ることができます。

- ・仲間を増やし活動を充実できます
- ・活動情報をもとに参加できます
- ・市民団体活動の紹介が受けられます（賛同者の参加）
- ・事業所・事業団体活動の紹介が受けられます（賛同者の参加）

### ◎団体会員

環境活動の開催案内や活動報告など情報を発信することができます。

- ・個人会員を含め登録者に対して情報を発信します。
- ・市の情報発信ツール（広報・ホームページなど）を利用できます。
- ・他団体等の最新環境情報が入手できます。
- ・情報入手により団体同士の連携を図ることができます。
- ・環境活動の開催に要する経費について支援が受けられます。（別制度）

### 3. 登録の方法

藤枝もったいない倶楽部に登録するには、藤枝もったいない倶楽部登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、直接窓口かEメールで提出してください。

### 4. 登録期限

登録期限に定めはありませんので、更新の必要はありません。  
進んで『藤枝もったいない倶楽部』に登録してください。

### 5. 登録料・年会費

登録料・年会費は、無料です。

### 6. 登録書の提出先

**提出先** 藤枝市役所南館3階 環境水道部 環境政策課

**受付時間** 平日の午前8時30分から午後5時まで（土、日、祝日の受付不可）

※Eメールの場合、受付時間に制限はありません。

Eメールアドレス kankyoseisaku@city.fujieda.shizuoka.jp

### 7. 通知書の発行

『藤枝もったいない倶楽部』登録後、通知書を発行します。

## 8. 登録後の協力内容

### 1. 藤枝もったいない倶楽部会員

環境に関する活動（環境学習や体験活動、自然観察、環境保全活動など）の開催等について、電子メール等を活用した情報提供に努めてもらいます。

### 2. 行政

(1) 「藤枝もったいない倶楽部会員」が行なう活動を、市ホームページや広報等を利用し、市民に向けて情報発信を行ないます。

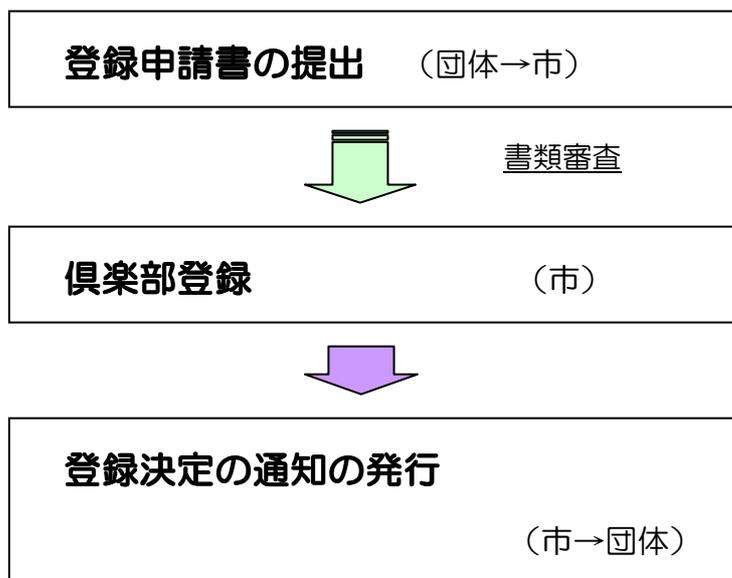
(2) 市が行なう環境の取組情報を提供します。

(3) 「藤枝もったいない倶楽部会員」に対して、メールマガジンを発信し、倶楽部会員同士の情報交換を活性化します。

### 3. 藤枝市もったいない運動推進委員会

「藤枝市もったいない運動」を推進する目的で、公募により市民から参加者を集め、環境学習や環境保全活動、自然観察などを実施する活動に対して支援します。

## 藤枝もったいない倶楽部登録までの事務の流れ



平成29年3月